

事業名：母子・父子家庭等日常生活支援事業

子ども家庭課 児童母子係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実								
施策	03 子育て環境の充実								
基本事業	99 施策の総合推進								
開始年度	平成15年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

一時的に生活援助、保育サービスが必要な母子・寡婦・父子家庭

手段（事務事業の内容、やり方）

就業等の自立促進のためや疾病などの事由により、団体と支援員派遣の委託契約を行い、一時的にサービスが必要な家庭に支援員を派遣し、生活援助（食事・介護他）、子育て支援（保育サービス等）を行う。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

安心して子どもを預けられ、又は生活が送れるようになる。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	一時的に生活援助、保育サービスが必要な母子・寡婦・父子家庭数（把握困難）		0	0	0	0
対象指標2	ひとり親医療費受給世帯数	世帯	1,280	1,299	1,330	1,330
活動指標1	支援員派遣の委託先	件	2	2	2	2
活動指標2						
成果指標1	利用世帯数	世帯	5	0	4	6
成果指標2	利用実績時間数	時間	90	0	30	42
事業費(A)		千円	139	0	47	67
正職員人件費(B)		千円	803	802	781	782
総事業費(A+B)		千円	942	802	828	849

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	就業等の自立促進のためや疾病などの事由により、団体と支援員派遣の委託契約を行い、一時的にサービスが必要な家庭に支援員を派遣し、生活援助（食事・介護他）、子育て支援（保育サービス等）を行った。	支援を実施する団体への事業委託料 47千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
平成15年10月から子育て支援事業の一環として開始。	
事業を取り巻く環境変化	
母子及び寡婦福祉法により、道が行っていたが平成14年度に廃止となったために、母子及び寡婦・父子家庭等の支援事業として開始。	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠
	住民と身近な市町村が行うことにより、利用しやすくなり、子育てに関する支援策として市が行うのは妥当である。
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠
	母子・父子家庭に支援を行う制度であり、子育て支援サービスとして貢献できる。
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠
	委託先の複数化により、一時的に生活援助が必要な母子世帯等に的確に支援を行うことができた。
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠
	支援のニーズに対応できる体制を整える。
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する方法はありますか？	
ある なし	理由 根拠
	事務量が少ないのでコストへの影響が少ない。また、世帯状況に応じて負担額がある。